

4-2 マレーシア（サバ州）

4-2-1 概要

サバ州は、ボルネオ島にあるマレーシアの州で、サラワク州の北に位置する。州の面積は 736 万 ha、2010 年時点の森林面積は 464 万 ha¹で、州面積の 63%にあたる。

サバ州の森林植生は表 4-2.1 の 4 つの土地カテゴリーに存在する。サバ林業局（Sabah Forestry Department: SFD）の管轄する森林保全区（Forest Reserve）の面積は 2020 年時点で 357 万 ha であり、州の面積のほぼ半分を占め、主要な木材供給源である。森林保全区（Forest Reserve）は表 4-2.2 のように 7 つのカテゴリーに分けられて管理されている。2016 年～2020 年の各カテゴリーの面積推移を表 4-2.3 に示す。保護林（Protection Forest）面積は拡大され続け、2020 年の面積は 142 万 ha で、州内の森林保全区面積の 40%を占めた。商業林（Commercial Forest）の面積は 166 万 ha（2020 年時点）で、森林保全区面積の 46%を占めた。林業局は、州内の森林保全区を 27 の森林管理ユニット（FMU）に分け、各 FMU に営林署を配置して森林を管理している。

森林保全区以外では、国立公園等の保護地域、その他の州有地、譲渡地にも森林は存在し、後 2 者は木材供給源となっている（表 4-2.10）。また森林植生以外の土地では、樹液採取のために植栽されたゴムも老齢になると伐採され、木材として供給される。

表 4-2.1 サバ州の森林植生が存在する土地カテゴリー

土地カテゴリー	内容
森林保全区（Forest Reserve）	<ul style="list-style-type: none">● サバ林業局の管轄する森林● 2020 年時点で 357 万 ha
保護地域（Protected Area）	<ul style="list-style-type: none">● サバ国立公園局が管轄する国立公園、野生動物サンクチュアリ等● 27 万 ha
その他の州有地（State Land）	<ul style="list-style-type: none">●
譲渡地（Alienated land）	<ul style="list-style-type: none">● 私有地● 土地利用統計では「森林（forest）」ではないが、実際には森林も存在し、伐採の対象になりうる

¹ <https://www.globalforestwatch.org/dashboards/country/MYS/13>

表 4-2.2 サバ州の森林保全区 (Forest Reserves) の区分

森林区分	森林の種類	機能
Class I	保護林 Protection Forest	流域の保護、土壌の安定、水の保全、その他の重要な気候・環境要因の維持のために保全された森林。伐採は許可されていない。
Class II	商業林 Commercial Forest	木材やその他の林産物を供給するために伐採に割り当てられた森林で、州の経済に貢献している。伐採は持続可能な森林管理 (SFM) の原則に基づいて行われている。
Class III	地域林 Domestic Forest	この森林区分からの生産物 (少量の木材等) は、地元コミュニティのみが消費するものであり、商業的利用は推奨されていない。
Class IV	アメニティ林 Amenity Forest	森林は、主に地域住民に快適さとレクリエーションを提供するためのものである。レクリエーション施設は、これらの保護区内の魅力的な場所、特に道端に設置されることが多い。また、これらの地域のアメニティ価値を高めるために、外来種の樹木が植えられることもある。
Class V	マングローブ林 Mangrove Forest	一般的な需要や多目的利用に対応するために、マングローブ材やその他の林産物を供給するための森林。様々な種類があるが、ヤエヤマヒルギ属 (Rhizophora spp.) が最も一般的に伐採されている種で、製品は釣り用の杭から薪や木炭まで多岐に渡る。これらの場所は、レクリエーションやエコツーリズムの開発にも利用できる。
Class VI	バージンフォレスト Virgin Forest	生物多様性や遺伝子の保存を含む林業研究を目的として、森林がそのままの状態で作保存されている森林。伐採は厳しく禁止されている。
Class VII	野生生物保護林 Wildlife Reserve	主に野生動物 (スマトラサイ等) の保護、保全、研究のために保全されている森林。伐採は禁止されている。

表 4-2.3 森林保全区 (Forest Reserves) のカテゴリー別面積推移

森林区分	名称	面積 (ha)				
		2016	2017	2018	2019	2020
Class I	保護林	1,353,677.7	1,386,614.6	1,386,614.6	1,386,995.3	1,421,717.3
Class II	商業林	1,668,273.0	1,659,900.0	1,659,900.0	1,659,897.0	1,655,483.0
Class III	地域林	4,673.0	4,656.0	4,656.0	4,656.0	4,634.0
Class IV	アメニティ林	11,386.5	11,386.5	11,386.5	11,388.5	11,402.8
Class V	マングローブ林	256,009.3	232,039.3	232,039.3	231,778.3	234,680.3
Class VI	バージンフォレスト	107,013.9	106,911.6	106,911.6	107,047.9	107,047.9
Class VII	野生生物保護林	139,241.0	139,241.0	139,241.0	139,502.9	139,502.9
合計		3,540,274.4	3,540,748.9	3,540,748.9	3,541,265.7	3,574,468.0

4-2-2 森林の伐採段階および木材の流通段階における法令等

4-2-2-1 関連政府機関

サバ州においては、サバ州林業局 (Sabah Forestry Department) が、木材産業の川上から川下まで監督する主要な機関となっており、H28 年度報告書²から変更はない。

4-2-2-2 法的枠組

森林へのアクセス、伐採、輸送、加工、木材製品の取引に関する法的枠組みは、H28 年度報告書からほとんど変更されていないが、いくつかの政策、法律、規制が追加・改正された。

2018 年サバ州森林政策 Sabah Forest Policy 2018

2018 年 8 月 1 日、サバ州内閣により改訂版のサバ州林業政策が承認された。この文書は、英語版とマレー語版があり、オンラインで入手できる³。この文書は、1954 年森林政策 (Forest Policy) に代わるもので、全 55 ページあり、21 の政策目標を含む 7 つの政策推進項目が記載されている。全体的なビジョンは、「持続可能な森林管理の実現」である。これによれば「サバ州は、環境保護、生物多様性の保全、社会経済的福利のために、サバ州の土地の少なくとも 50% が持続可能な森林利用と樹木被覆のために指定され、保護されることを約束する」。具体的な目標のひとつとして、2025 年までにサバ州の土地の少なくとも 30% を完全保護地域 (Totally Protected Areas) として保全することを掲げている。また、絶滅の危機に瀕している森林生態系を純減させないことも目標の一つである。

2015 年森林 (木材) 法 Forest (Timber) Enactment 2015

2015 年、サバ州立法議会は 2015 年森林 (木材) 法 (2015 年サバ州法第 2 号) を承認した⁴。この法律は、「サバ州における木材産業に関連する活動の登録を規定し、それに関連する事項を規定する」もので、2017 年 6 月 1 日に施行された。

この法律では、輸出入のための木材製品のライセンス権限を連邦のマレーシア木材産業局 (Malaysian Timber Industry Board: MTIB) からサバ州林業局に移すことを定めている。これは 2012 年に行われた連邦内閣の決定に従ったものである。

サバ州林業局はまた、ワシントン条約に記載された木材 (沈香 (*Aquilaria* 属) とラミン (*Gonystylus* 属) を含む) に関するワシントン条約法の管理と施行のための管理機関の役割を担うことになった。これらの種の栽培者は、サバ州林業局への登録が義務付けられている。

² 平成 28 年度林野庁委託事業「グリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業報告書<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mys/29report-mys.pdf>>

³ <http://forest.sabah.gov.my/publications/sabah-forest-policy-2018.html>

⁴ <https://sagc.sabah.gov.my/?q=en/content/forest-timber-enactment-2015>

2017 年森林（木材）登録規則 Forest (Timber) (Registration) Regulation 2017

2017 年森林（木材）（犯罪の複合化） Forest (Timber) (Compounding of Offences) 2017

2017 年森林（木材）登録規則と 017 年森林（木材）（犯罪の複合化）は 2015 年森林（木材）法に基づく補助的な規則である。これらの規則により、サバ州林業局による 2015 年森林（木材）法の実施が可能となった。

2017 年税関令（輸出禁止） Customs Order (Prohibition of Exports) 2017

2017 年税関令（輸入禁止） Customs Order (Prohibition of Imports) 2017

2017 年税関令（輸出禁止）と 2017 年税関令（輸入禁止）により、サバ州における木材の取引を規制する当局として、マレーシア木材産業局（MTIB）に代わってサバ州林業局が規定された。

4-2-2-3 法規制の実施

サバ州では 2018 年 5 月と 2020 年 9 月に行われた州議会選挙の結果、政権交代が 2 度おき、林業に関する政策が大きく変化した。

2018 年 5 月以前、州政府の与党は国民戦線（Barisan Nasional）であったが、2018 年州議会選挙の結果、それまで野党であったサバ伝統党（Parti Warisan Sabah または WARISAN）および希望連盟（Pakatan Harapan）が政権を取った。2018/5/23 付けサバ州林業局主席森林保全官通達（Chief Conservator Circular）によって天然木丸太の輸出が禁止され、森林保全区（Forest Reserve）における Form I ライセンスのキャンセルが行われた。

しかし 2020 年州議会選挙の結果、国民戦線やサバ統一党（Parti Bersatu Sabah: PBS）によるサバ人民連合（Gabungan Rakyat Sabah: GRS）が政権を奪還した。2021/12/21 付けサバ州林業局主席森林保全官通達が出されて、2018/5/23 付けサバ州林業局主席森林保全官通達は取り消され、2022 年 1 月から天然木丸太の輸出が再び認められた。ただし 2020 年州議会選挙の結果は僅差での勝利であり、将来再び政権交代が生じ、林業政策が再度変更される可能性がある。

4-2-2-3-1 商業的な木材生産が可能な土地カテゴリーとライセンス

前述のようにサバ州内の森林は表 4-2.4 に示す 4 つの土地カテゴリーの中に存在する。このうち森林保全区の商業林、森林保全区または保護地域以外の州有地、譲渡地において商業的な木材生産が可能である。

表 4-2.4 森林のタイプ

森林の種類	根拠となる法律	商業伐採の可否
森林保全区 (Forest Reserve)	<ul style="list-style-type: none"> ● 1968 年森林法：Forest Enactment 1968 ● 森林（森林保護区の構成と改正）制定法：Forests (Constitution of Forest Reserves and Amendment) Enactment. 1984 	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業林（Commercial Forest）のみ伐採可能 ● 持続可能森林管理ライセンス協定（SFMLA）に基づく商業伐採、Form I ライセンス（※）による商業伐採が可能
保護地域 (Protected Area)	<ul style="list-style-type: none"> ● 1984 年サバ公園法：Sabah Parks Enactment 1984 ● 1997 年野生生物保護法：Wildlife Conservation Enactment 1997 	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業伐採はできない
その他州有地 (State Land) 内の森林	<ul style="list-style-type: none"> ● 1956 土地条例：Land Ordinance 	<ul style="list-style-type: none"> ● Form I ライセンスによる商業伐採が可能
譲渡地 (Alienated land) 内の森林	<ul style="list-style-type: none"> ● 1956 土地条例：Land Ordinance 	<ul style="list-style-type: none"> ● Form IIB ライセンスによる商業伐採が可能。輸出は不可。

※ただし WARISAN 党政権期（2018-2020 年）には発行がキャンセルされていた。

商業的な木材生産のためのライセンス

サバ州における商業的な木材生産のためのライセンスは、持続可能森林管理ライセンス協定（Sustainable Forest Management License Agreement: SFMLA）、Form I ライセンス、Form IIB ライセンスの 3 種類である。

持続可能森林管理ライセンス協定（SFMLA）は 99 年間の長期ライセンスであり、森林保全区（Forest Reserve）内にものみ発行される。SFMLA 所有事業者は森林管理計画（Forest Management Plan）を策定し、サバ林業局の承認を得る必要がある。

Form I ライセンスは短期の伐採ライセンスで、有効期間は対象地域によって 1 年から 5 年である。従来、州有林地に加えて譲渡地（Alienated Land, =私有地）内の森林にも発行されていたが、2021/12/21 付けサバ州林業局主席森林保全官通達によって政府関連機関（Government Linked Agencies）が管理する土地のみで許可されることになった。

Form IIB ライセンスは私有地に対して発行されるもので、森林をアブラヤシプランテーションやゴムプランテーション、その他の短収穫作物のための農地転換の際に使用される。SFMLA や Form I ライセンスで生産された天然木丸太と異なり、Form IIB ライセンスを用いて生産された天然木丸太は輸出が許可されていない。しかし合板など木材製品に加工されれば輸出可能である。

4-2-2-3-2 サバ木材合法性保証システム (Sabah TLAS)

サバ州ではサバ木材合法性保証システム(Sabah Timber Legality Assurance System: Sabah TLAS)が導入されており、Sabah TLAS は以下の6つの基準 (principle) を持つ。その内容は H28 年度報告書で詳述されている。

- 基準 1 伐採権 (Right of Harvest)
- 基準 2 林内作業 (Forest Operation)
- 基準 3 徴税 (Statutory Charge)
- 基準 4 他者の権利 (Other User's Right)
- 基準 5 工場の操業 (Mill Operations)
- 基準 6 貿易と関税 (Trade and Customs)

Sabah TLAS は 2019 年に修正され、基準 1 と 4 で低インパクト伐採(Reduced Impact Logging: RIL)の実施が要件に入れられた。また基準 6 に含まれるサラワク州からの輸入材の規制について、従来は海上運送された木材のみを対象としていたが、陸路で運送されてくる木材まで対象が拡大された。

また Sabah TLAS スキームの実施に関連して、いくつかの新しい手続き方法が導入された。これらの手続きは、ePermit ウェブサイト (epermit.dagangnet.com.my) に基づくオンライン申請システムによって合理化され、促進されている。このウェブベースのサービスでは、一般市民がサバ州林業局を含む複数の政府機関に許可証を申請することができる。承認された許可証は税関情報システム (Sistem Maklumat Kastam) に送られ、税関申告書との照合が行われる。

サバ林業局は Sabah TLAS の監査のため独立監査機関：Global Forestry Services 社と契約をしており、全ての持続可能森林管理ライセンス協定 (SFMLA) 事業者、木材加工事業者、輸出事業者の Sabah TLAS の遵守状況に関する第三者監査を行っている。第三者監査用のチェックリストも、森林管理事業者用 (基準 1~4) と流通・加工事業者用 (基準 5 と 6) の 2 種類がサバ林業局から発効されている。第三者監査に合格した事業者にはサバ林業局から認証が発行される (付属資料 1)。認証の有効期間は 1 年間である。なおこの Sabah TLAS の証明書は事業者のシステムに対する証明であり、個別の商品に対するものではないことに注意が必要である。

Form I、Form IIB ライセンス事業者はこの第三者監査を受けることが義務化されていないが、Form I、Form IIB ライセンス事業者から丸太を調達する木材加工事業者はその合法性確認を Sabah TLAS に基づいて適切に行ったか、第三者監査で問われる。

また Sabah TLAS の制度は 2016 年 8 月、ビューローベリタス (Bureau Veritas) 社による ISO 9001:2018 認証を受けている。

4-2-2-3-2 輸入許可証 (SILC)、輸出許可証 (SELC)

前述のように、2015 年森林 (木材) 法により、従来マレーシア木材産業局 (MTIB) によって行われていた木材・木材製品の輸出入許可はサバ林業局によって行われることになった。輸入許可証 (Sabah Import Licence: SILC)、輸出許可証 (Sabah Export Licence: SELC) は従来通り税関申告書 (Custom Declaration Form) (それぞれ K1、K2 フォーム) の裏への記載によってなされる。その取得のために必要なプロセスは H28 年度報告書の記載から変更はないが、輸入許可証、輸出許可証の控えのサンプルを取得したので付属資料 2、3 に示す。

4-2-2-3-3 丸太輸出

2018/5/23 付けサバ州林業局主席森林保全官通達 (Chief Conservator Circular) に基づき、2018 年から 2022 年まで、サバ州政府は丸太の輸出許可を一切承認していなかった。その目的は国内の製造工場がより多くの木材供給を受けられるようにするためであった。

しかし 2021/12/21 付け主席森林保全官通達により、2022 年 1 月 3 日から丸太輸出の許可が再開された。輸出の要件は以下のとおりである。なお丸太出荷許可証 (Log Shipment Clearance: LSC) のサンプルは付属資料 4 に示す。

天然林丸太

- SFMLA ライセンスで生産された丸太、または政府関連機関が関与する土地から Form I ライセンスで生産された丸太の輸出が認められる。Form IIB ライセンスを用いて生産された丸太の輸出はこれまで通り許可されていない。
- 生産された丸太のうち 20% について輸出することができる。
- 輸出する貨物船は、サバ財団 (Sabah Foundation) が指定する Innoprise Capital 社を通じて、天然資源局 (Natural Resources Office) に承認され、登録を受けなければならない
- 丸太出荷許可証 (Log Shipment Clearance: LSC) と輸出許可証 (SELC) が必要。
- 輸出が認められるのは Sandakan 港、Tawau 港のみ。

なおこの通達では樹種については特に制限がついていない。インドネシアで規制対象となっていたボルネオテツボク (Belian: *Eusideroxylon zwageri*) 丸太の輸出も認められている。

植林木丸太

- 私有地からの植林木は制限なく輸出許可。
- 森林保全区（Forest Reserve）からの植林木は、まず州内事業者に優先的に供給されることを条件に許可。
- 貨物船の登録、丸太出荷許可証（LSC）の取得は必要ない。
- 輸出が認められるのは、Sandakan、Tawau、Kota Marudu、Sipitang の 4 港のみ。

①天然木丸太輸出用の貨物船登録、②丸太出荷許可証（LSC）と③輸出許可証（SELC）発行のプロセスは以下に示す（2021/12/21 付け主席森林保全官通達の添付ファイル 3 より作成）。

① 天然木丸太輸出用の貨物船登録のプロセス

- (a) サバ財団（Sabah Foundation）は申請書を準備
- (b) 州首席大臣府自然資源局（Natural Resources Office, Chief Minister's Department: SUHB）は申請書を審査し、登録許可証を発行。サバ林業局、関税への写しも発行
- (c) サバ林業局林産業貿易部（Forest Industry and Trade Division: FIT）は登録許可証を受けとり、Innoprise Capital 社に登録料を確定するためのレターを発行
- (d) Innoprise Capital 社は事業者からの登録料を林業局に納付
- (e) サバ林業局財務部（Finance Division: KEW）は登録料を受け取る
- (f) サバ林業局林産業貿易部は領収書を発行。州首席大臣府自然資源局と税関への写しも発行。

② 丸太出荷許可証（Log Shipment Clearance: LSC）発行のプロセス

- (a) 申請者は丸太出荷許可証を申請。申請のために必要な書類は以下の通り。
 - 輸出事業者からの申請書
 - 州首席大臣府自然資源局（SUHB）からの船舶許可
 - 地元の 2 社からの提示価格
 - 地方林業官（District Forestry Officer）からの割当量許可
 - 売買契約書
 - 測定手順（Scaling Order）
 - ローヤリティ支払い証明書
 - 輸出調整報告
 - サバ林業局地方事務所(District Office)からの輸出許可（Export Declaration）
- (b) サバ財団は申請書を審査し、サバ林業局に送付。
- (c) サバ林業局財務部は申請書を審査し、丸太出荷許可証（LSC）を発行する。申請のために必要な書類は以下の通り。承認した申請書はサバ財団及び関連する林業局地方事務所に送られる
 - LSC 申請書

- 州首席大臣府自然資源局からの船舶許可
 - 地元の 2 社からの提示価格
 - 地方林業官からの割当量許可
 - 売買契約書
 - 測定手順
 - 輸出調整報告
 - サバ林業局地方事務所らの輸出許可
- (d) サバ財団は申請者に通知、申請者は LSC 許可証を得る

③ 輸出許可証 (SELC) 発行のプロセス

- (a) 申請者は以下の書類を準備し、サバ林業局に申請
- 森林産物販売 (JHP) フォーム 1&2
 - 販売契約
 - 税関申告書 (Custom Declaration Form) (K2)
 - LSC 許可証
 - 関税支払い領収書
- (b) 林業局地方事務所の林業・貿易部門 (Forest Industry and Trade Division) の責任者が書類を確認
- (c) 林業局地方事務所は現地確認、報告書作成
- (d) サバ輸出ライセンス担当官 (SELC Officer) は、情報を林産物販売システム (Forest Produce Sales System: SJHP)、サバ輸出ライセンスシステム (SELC System) に入力
- (e) 林業局地方事務所は輸出を承認し、サインする。
- (f) 申請者は輸出許可書類 (森林産物販売 (JHP) フォーム 1&2 と税関申告書 (K2)) を受け取る
- (g) 申請者は植物検疫証明書を取得し、K2 書類を税関に提出

4-2-3 森林認証

サバ州林業局は、森林管理者が独立した第三者機関による森林管理認証を取得することを奨励する方針、2025年までに州内の全ての森林が認証を受けるという目標を維持している。現在、州内には6ヶ所、合計20万haの認証林がある（表4-2.5）。

サバ林業局は従来、直接管理している多くの森林管理ユニットでFSC認証を取得していた（H28年度報告書では9ヶ所合計59万ha）が、2022年現在、これらの認証は一時停止されている。この停止の原因は、一部のFMUがFSCの原則と基準では認められない1994年以降に自然林を転換して造成された植林地を含んでいたこと、木材生産をしていない保護林も認証を受けていたことなどである。サバ林業局は再び認証取得をすることを目指しており、FSCとの対話を続けている。また木材生産に関与していないFMUについては、ユネスコのランドスケープ・ラベル・アプローチなど別の認証を取得することを目指している。

一方、サバ州林業局の直接管理下にはない森林管理ユニットのFSC認証は維持されている（表4-2.6）。また、サバ州では7事業者がFSC CoC認証を受けている⁵。

表 4-2.5 サバ州の認証林

森林認証の種類	認証数	認証面積 (ha)
FSC	3	46,057
PEFC/MTCS	3	152,815
合計	21	198,872

出典: <https://mtcc.com.my/certified-forests/> (2022年3月1日アクセス)

表 4-2.6 サバ州のFSC森林管理認証取得事業者

事業者名	発行日	有効期限	面積(ha)
Acacia Forest Industries Sdn Bhd	20-06-2016	19-06-2022	17,334
Sabah Softwoods Bhd	30-10-2017	29-10-2022	22,247
Gerak Saga Sdn Bhd	31-05-2021	30-05-2026	6,476

出典: Forest Stewardship Council <https://info.fsc.org/certificate.php#result>

⁵ <https://info.fsc.org/certificate.php#result>

4-2-4 リスク情報

4-2-4-1 概要

サバ州林業局は、毎年の年次報告で摘発した違法伐採の数やその内訳を報告している⁶。2020年年度年次報告書によれば、2016年～2020年の間、年間122～233件の事件が報告され、2020年は180件であった。このうち2020年年度年次報告書で違反行為として確定していたのは78件であったが、その内訳は、ライセンス条件違反33件(42%)、違法所持21件(27%)、州有地での違法伐採15件(19%)、森林保全区での違法伐採9件(12%)であった。森林保全区内での違法耕作や違法な入林、ロイヤリティ脱税の犯罪はなかった。

一方、社会的企業であるNEPCon(現在のPreferred by Nature)は、サバ州産材の合法性に関するリスクの評価報告書を2017年に発表している⁷。その報告書では伐採に関する法的権利、伐採活動、税金と手数料、第三者の権利、取引と輸送に関して合法性リスクがあると報告しているが、特に主要なものは、事業者が伐採ライセンスを与えられた森林保全区や州有地の中に地域コミュニティが存在し、土地を巡る紛争が少なくないことである。

4-2-4-2 先住民族の権利

上述のようにサバ州では、森林保全区(Forest Reserve)内の土地をめぐる紛争が存在する。2017年、サバ州林業局は、商業林であるSungai Pinangah森林保全区内にあるKampung Bobotong村の住民の住居16軒を不法占拠であるとして取り壊した。マレーシア人権委員会の予備報告書によると、村人の一部は1984年時点でこの土地の権利を申請していた(ただし受理はされていなかった)⁸。

4-2-4-3 労働者の権利

木材産業の労働者の権利に関する紛争も存在する。2003年、州内の木材労働者はサバ木材産業従業員組合(STIEU)⁹を結成し、公式認定の申請を行った。STIEUはBWI(Building and Wood Workers' International)に加盟し、木材産業労働者の賃金と労働条件の改善を求めて労働協約を交渉している。会社経営陣は組合の承認を阻止しようとしたが、2017年10月、STIEUは連邦裁判所での訴訟に勝利した。

⁶ <http://www.forest.sabah.gov.my/publications/annual-reports.html>

⁷ <https://preferredbynature.org/sites/default/files/library/2017-11/NEPCon-TIMBER-Malaysia-Sarawak-Risk-Assessment-EN-V1.2.pdf>

⁸ Chan, J. (2017). 'In bitter land dispute with state, Suhakam finding offers hope to Tongod settlers'. Malay Mail (Malaysia). <<https://www.malaymail.com/news/malaysia/2017/03/24/in-bitter-land-dispute-with-state-suhakam-finding-offers-hope-to-tongod-set/1342299>>.

⁹ <https://www.facebook.com/stieus70/>

4-2-5 木材・木材製品の生産と取引に関する状況

4-2-5-1 国内生産

サバ州では 2016 年～2020 年の間に木材・木材製品の生産と取引が全体的に減少した。丸太の生産量は天然林と人工林の両方で減少し、木材の輸入量が少ないこともあり、木材製品の製造量も減少した。また新型コロナウイルス(COVID-19)パンデミックの対策として発動された移動規制令(MCO)も木材・木材製品の生産に大きな影響を与えた。

4-2-5-1-1 丸太生産

前述のように、サバ州では持続可能森林管理ライセンス協定(Sustainable Forest Management License Agreement: SFMLA)に基づく伐採、Form I ライセンスに基づく伐採、Form IIB ライセンスに基づく伐採が可能だが、伐採面積、丸太生産量ともに SFMLA に基づく伐採が最も多い。州政府は 2018 年 5 月 28 日より丸太輸出禁止令を再導入したが、これは天然林と植林地の両方での丸太生産に影響を与えた。

2020 年、SFD は 49 区画(Coupe)、24,414 ha に対して持続可能な森林管理ライセンス協定(SFMLA)に基づく伐採許可証を発行した。前年は 13 区画 7,037 ha だったので、それに比べれば増加している(表 4-2.7)。2016～2020 年の間に、産業植林(Industrial Tree Plantation)での伐採許可区画数は増加(19→37)し、天然林管理(Natural Forest Management)での伐採許可区画数は減少(24→8)した。また天然林管理での伐採は低インパクト伐採(Reduced Impact Logging)と伐採後の育林作業(Silviculture tending)を行う事業者のみに発行されるようになった。

Form I ライセンスの発行数は年ごとに変動し、2016 年～2020 年では、年間 2～5 件、1,694 ha～21,873 ha に対して発行された(表 4-2.8)。

Form IIB ライセンスは、2016 年～2019 年には、年間 118～220 件、10,625ha～35,139 ha に対して発行された。新型コロナ(COVID-19)のパンデミックに伴い、2020 年の発行数は 35 件と少なかった。対象面積は不明だが、22,167.23 m³相当の 18,833 本の丸太が生産された¹⁰。

丸太生産量は 2016 年～2020 年の期間、減少を続けてきた。2017 年以降の木材生産量の減少の要因の一つは、植林木の最大の生産者であった Sabah Forest Industries 社の長期にわたるレイオフによる活動停止であった。2020 年の丸太生産量は 680,800 m³で、SFMLA に基づく伐採によるものが 78%、Form 1 ライセンスによるものが 16%、Form IIB ライセンスによるものが 6%であった(表 4-2.9)。土地の区分別では、森林保全区(Forest Reserve)からの生産量は 78%(表 4-2.10)で、SFMLA に

10 <http://www.forest.sabah.gov.my/docs/ar/SFD.AR2020.pdf>

基づく伐採による生産量とほぼ一致した。その他州有地からの生産量は 1%、その他・譲渡地 (Alienated Land) (=私有地等) からの生産量は 21%を占めた。

表 4-2.7 持続可能森林管理ライセンス協定 (SFMLA) に基づく伐採が許可された区画 (Coupe) 数、面積 (ha)

		2016		2017		2018		2019		2020	
		Coupe	面積	Coupe	面積	Coupe	面積	Coupe	面積	Coupe	面積
天然林	天然管理林 (NFM)	12	7,882	10	2,521						
	低インパクト伐採 (RIL)による NFM	12	9,009	16	4,301	5	2,608				
	NFM/RIL+育林作業 (Silviculture tending)					11	4,602	8	4,032	8	NA
人工林	産業用植林 (ITP)	19	17,005	26	121,662	20	27,412	3	2,349	37	NA
	ITP/RIL & 育林作業					7	1,648				
モザイク (Mosaic)		10	3,815	1	1,330						
ヘリコプター伐採						2	996				
試験区 (森林保全)						1	108				
アグロフォレストリー (アブラヤシプランテーション等)		3	3,292	1	5,179	2	2,292	2	656	4	NA
総計		56	41,002	55	134,995	48	39,665	13	7,037	49	24,414

出典：サバ州林業局年次報告書 (2016年～2020年)

表 4-2.8 Form 1 および From IIB ライセンスの発行数と面積 (ha)

	2016		2017		2018		2019		2020	
	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積
Form 1	5	21,873	2	1,694	5	9,590	3	4,337	4	3,767
Form IIB	150	17,492	118	35,139	180	11,620	220	10,624	35	NA

出典：サバ州林業局年次報告書 (2016 年～2020 年)

表 4-2.9 ライセンスの種類別丸太生産量 (m³)

ライセンスの種類	2016	2017	2018	2019	2020
SFMLA	1,212,826	2,083,435	1,041,395	757,505	530,502
From I	611,998	403,268	219,238	96,098	110,146
Form IIB	258,609	172,355	202,732.	221,318	40,151
合計	2,083,435	1,546,509	1,463,365,38	1,074,922	680,800

出典：サバ州林業局年次報告書 (2016 年～2020 年)

表 4-2.10 土地のカテゴリー別原木生産量 (m³)

土地のカテゴリー	2016	2017	2018	2019	2020
森林保全区 (Forest Reserve)	1,305,129	972,779	990,650	752,731	529,226
州有地	95,592	160,284	146,997	81,591	6,591
その他・譲渡地 (Alienated Lands)	685,714	413,447	325,719	240,601	144,983
合計	2,086,435	1,546,509	1,463,365.	1,074,922	680,800

出典：サバ州林業局年次報告書 (2016 年～2020 年)

4-2-5-1-2 木材製品生産

2016年～2020年のサバ州内の工場からの各種木材製品の生産量を表4-2.11に示す。生産量が最大の製品は合板、次いで製材品であった。木材製品の生産量は全般的に減少傾向にあった。

表 4-2.11 主な木材製品の生産量 (m³)

	2016	2017	2018	2019	2020
製材品	241,869	193,691	219,353	238,671	156,262
単板	119,036	94,455	106,480	59,082	31,366
合板	607,438	496,665	471,238	423,980	277,434
ブロックボード	27,548	27,505	22,861	18,169	7,619
ラミネートボード	14,928	13,186	7,493	3,219	919
LVL	-	1,792	2,416	2,529	1,670
モールディング	47,067	43,176	33,391	27,706	16,521
木質チップ	98,817	110,601	59,571	68,263	59,854
処理材 (Treated Timber)	39,958	40,770	47,614	35,995	23,355
人工乾燥材 (Kiln Dried Timber)	142,222	121,418	109,924	100,576	68,510
ブリケット、カーボンロッド、おがくずの木炭	5,987	5,944	4,540	4,668	3,677
木質ペレット	4,499	8,621	11,888	6,877	5636

出典：サバ州林業局年次報告書

4-2-5-1-3 製造事業者数

2016年～2020年のサバ州のライセンス工場数は表4-2.12に示す。この間製材工場は大きく減少（140→99）したが、木質ボード類製造工場の減少（45→40）は少なかった。

表 4-2.12 ライセンスを受けた工場数

製品の種類	2016	2017	2018	2019	2020
製材品	140	127	120	117	99
木質ボード類※	45	42	43	44	40
モールディング	106	100	94	92	85
パーティクルボード	1	1	1	1	1
パルプ&紙	1	1	1	1	1
木質チップ	9	9	12	9	9
処理材 (Treated Timber)	25	27	28	28	27
人工乾燥材 (Kiln Dried Timber)	53	54	53	49	48
MDF	1	1	1	1	1
ブリケット、カーボンロッド、おがくずの木炭	3	3	3	4	4
竹製家具	1	1	1	1	0
木質ペレット	5	6	9	5	4
圧縮木材 (Densified Wood)	-	-	1	1	1

※：単板、合板、ポリプライ、ブロックボード、ラミネートボード、LVL

出典：サバ州林業局年次報告書

4-2-5-1-3 雇用者数

様々な木材産業に従事する人の数を表4-2.13に示す。データはマレーシア国民と外国人の従業員に分けられている。工場数の減少傾向と同様、木材産業の事業者数も2016～2020年の間に大きく減少した。

ほとんどの木材産業では、マレーシア国民と外国人の雇用比率がほぼ同じか、マレーシア国民の方が多く雇用されている。例えば、製材所では、マレーシア国民と外国人の雇用者数はほぼ同じで、マレーシア国民の雇用者数は832人、外国人の雇用者数は813人であった。しかし木質ボード類（ベニヤ、プライウッド、ポリプライ、ブロックボード、ラミネートボード）製造工場では、外国人が多く働いている。2020年には、マレーシア国民が1,330人であるのに対し、外国人は3,299人であった。一方、パルプ・製紙工場ではほとんどマレーシア国民のみが雇用されている。2020年に製紙工場で雇用されたマレーシア国民は594人であったが、同年に雇用された外国人は1人だけであった。

表 4 - 2.13 サバ州の木材産業の雇用者数 (2016 年～2020 年)

工場の種類	2016		2017		2018		2019		2020	
	国民	外国人	国民	外国人	国民	外国人	国民	外国人	国民	外国人
製材	1629	1449	1556	1487	1331	1190	1268	1234	832	813
木質ボード類※	2981	7066	2503	5285	2442	4935	2105	4347	1330	3299
モールディング	1441	1033	1065	878	1346	1112	896	743	754	472
パーティクルボード	22	0	20	0	0	0	0	0	0	0
パルプ&紙	821	25	843	26	631	1	615	1	594	1
木質チップ	81	12	103	11	73	10	44	11	89	22
処理材 (Treated Timber)	482	487	473	471	629	560	318	408	25	20
人工乾燥材 (Kiln Dried Timber)	775	1965	674	1471	1075	1673	653	1332	105	179
ブリケット、カーボンロッド、おがくずの木炭	51	5	66	4	104	20	188	21	31	34
木質ペレット	0	0	65	7	83	41	40	33	14	10
圧縮木材 (Densified Wood)	73	4	0	0	14	13	12	14	0	0
合計	8355	12046	7368	9640	7728	9555	6139	8144	3774	4850

※：単板、合板、ポリプライ、ブロックボード、ラミネートボード、LVL

出典：サバ州林業局年次報告書

4-2-5-2 木材貿易

4-2-5-2-1 輸入

2016年～2020年のサバ州への丸太や木材製品の輸入量の推移を表4-2.14に示す。製材品、単板の輸入量は減少し、丸太、合板の輸入量は増加した。2017年と2020年にはサバ州に丸太は輸入されていない。またモールディング、パーティクルボード、繊維板のサバ州への輸入は全くなかった。

表 4-2.14 主要な木材製品の輸入量 (m³)

製品	2016	2017	2018	2019	2020
丸太	3,207	0	6,916	7,656	0
製材	23,803	18,070	12,554	16,567	10,886
合板	12,704	9,744	10,332	13,065	16,691
単板	55,911	50,973	32,722	41,781	17,168
モールディング	0	0	0	0	0
パーティクルボード	0	0	0	0	0
繊維板	0	0	0	0	0

出典：サバ州林業局年次報告書（2016年～2020年）

4-2-5-2-2 輸出

サバ州からの主要な輸出木材・木材製品は合板、丸太、製材品である（表 4-2.15）。合板は 2016 年～2020 年の期間一貫して輸出額が最も大きい木材製品であった。天然林からの丸太は、2018 年の途中から 2021 年まで輸出が禁止されていた。2016 年以降、木材、木材製品の輸出量は減少が続いている。

表 4-2.15 木材・木材製品の輸出量、FOB 価格（RM）

製品	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	価格	量	価格	量	価格	量	価格	量	価格
丸太 (m ³)	328,367	193,199	295,313	175,040	130,413	74,259	0	0	0	0
植林木丸太 (m ³)	67,353	29,127	57,915	28,785	71,587	24,044	55,734	17,060	25,344	7,311
製材品 (m ³)	190,089	359,540	172,260	353,436	153,963	296,710	118,817	248,001	68,180	149,247
ベニヤ (m ³)	66,982	118,536	61,043	100,877	63,420	101,596	34,267	53,139	21,180	30,107
合板 (m ³)	563,456	1,017,304	524,761	946,574	459,336	976,318	361,107	714,263	277,245	500,638
モールディング (m ³)	7,327	34,938	8,091	40,853	4,249	15,299	1,767	11,287	712	3,522
紙 (m/t)	26,544	75,819	9,238	27,400	0	0	0	0	0	0
ブロックボード (m ³)	30,283	71,659	24,167	57,088	23,367	54,926	17,354	46,191	7,915	21,787
ラミネートボード (m ³)	7,559	10,984	6,304	11,802	4,569	9,851	3,223	8,791	1,838	5,046
チップ (m ³)	62,178	29,925	31,674	15,010	7,724	2,145	29,411	14,214	23,489	10,359
パーティクルボード (m ³)	12,580	10,391	1,244	778	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
フィンガージョイント (m ³)	7,279	19,385	8,875	25,038	8,728	24,463	8,821	26,305	8,077	25,843

出典：サバ州林業局年次報告書

サバ州の木材・木材製品の主な輸出先を、表 4-2.16 に示す。日本は 2016 年～2020 年の期間で一貫してサバ州の最大の輸出先であり、2016 年には最高の 4.16 億リングットの輸出額であった。2019 年と 2020 年に日本に輸出された木材製品の輸出額の合計は、ラブアン連邦直轄地やマレーシア半島部への国内貿易を含めた ASEAN 諸国の合計を上回り、2019 年は 21%、2020 年は 19%であった（表 4-2.17）。

表 4 - 2.16 木材・木材製品の主要輸出先別輸出額（FOB 価格、RM '000）

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
日本	416,351	1	375,475	1	323,910	1	247,420	1	150,374	1
マレーシア半島部	273,327	2	196,390	3	153,383	4	93,019	5	55,100	5
韓国	207,055	3	216,815	2	178,614	3	145,475	3	114,326	2
台湾	153,212	4	138,407	6	141,032	5	107,396	4	81,043	4
米国	141,808	5	145,032	5	255,445	2	151,396	2	104,462	3
中国	124,993	6	154,584	4	123,567	6	80,067	6	46,732	6
フィリピン	119,423	7	84,532	7	45,887	9	29,243	10	17,665	9
メキシコ	105,004	8	61,508	10	45,572	10	41,159	8	35,341	8
タイ	86,186	9	84,370	8	86,963	7	75,207	7	40,281	7
インド	65,166	10	65,967	9	46,866	8	26,857	11	10,532	13
その他	342,905		1,461,573		238,752		186,764		126,703	
合計	2,035,429		1,846,586		1,639,993		1,184,004		782,561	

出典：サバ州林業局年次報告書

表 4-2.17 木材・木材製品の国別輸出額割合 (%)

輸出先	総輸出額に占める割合				
	2016	2017	2018	2019	2020
ASEAN (サラワク州/ラブアン/マレーシア半島への国内貿易を含む)	27.42	23.89	20.67	19.67	15.73
日本	20.46	20.33	19.75	20.89	19.39
中国	6.14	8.37	7.53	6.77	6.01
欧州連合(EU)	2.82	2.42	3.46	3.23	1.71
米国	6.97	7.85	15.58	12.79	13.48
オーストラリア	0.77	0.72	0.62	0.66	0.69
韓国	10.17	11.74	10.89	12.29	14.75
その他	10.17	24.68	21.5	23.7	28.23

出典：サバ州林業局年次報告書

天然木丸太

2018 年中途に輸出が禁止される前は、日本が最大の輸出先で、2017 年には 81,438m³が輸出されていた (表 4-2.18)。次いでインド (61,519m³)、中国 (45,181m³) 向けが多かった。なお中国への輸出が減少したのは、米中貿易戦争の影響もあると指摘されている¹¹⁾。

表 4-2.18 天然木丸太の上位輸出先輸出量 (m³)、輸出額 (FOB 価格、RM '000)

輸出先	2016		2017		2018	
	量	金額	量	金額	量	金額
日本	110,500.15	66,561	81,438.45	51,693	34,763.10	17,642
インド	64,286.27	41,945	61,519.17	37,656	27,907.03	21,017
中国	48,474.68	30,146	45,181.41	28,096	23,185.14	14,589
フィリピン	44,676.71	21,455	42,658.22	21,256	14,730.30	6,669
ベトナム	26,147.76	13,526	44,651.37	22,288	12,433.68	4,901
その他	34,281.82	19,566	19,864.43	14,052	17,394.07	9,442
合計	328,367.39	193,199	295,313.05	175,040	130,413.32	74,259

注) 2019 年と 2020 年には丸太輸出が禁止されていた

出典：サバ州林業局年次報告書

植林木丸太

丸太生産量の減少に伴い、輸出量が減少した（表 4-2.19）。 2016 年から 2019 年の間、一貫してインドネシアが最大の輸出先であり、この期間に最も多く輸出された 2018 年には 48,053m³が輸出された。新型コロナのパンデミック以降輸出量、輸出先は減少し、2019 年にはインドネシア、ベトナム、国内ではサラワク州にのみ、2020 年にはサラワク州にのみ輸出された。

表 4 - 2.19 植林木丸太の輸出先上位輸出量（m³）、輸出額（FOB 価格、RM '000）

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額
インドネシア	33,900	13,775	28,815	11,867	48,053	13,664	35,898	10,667	-	-
ベトナム	29,858	12,416	21,717	10,231	14,487	6,988	4,791	1,954	-	-
インド	1,229	1,025	3,666	3,221	833	692	-	-	-	-
中国	1,126	736	3,423	3,183	4,662	2,112	-	-	-	-
バングラデシュ	450	238	-	-	-	-	-	-	-	-
台湾	-	-	118	127	-	-	-	-	-	-
サラワク州	-	-	-	-	2,620	202	15,044	4,439	25,343	7,311
その他	788	936	177	156	933	386	-	-	-	-
合計	67,353	29,127	57,915	28,785	71,587	24,044	55,734	17,060	25,343	7,311

出典：サバ州林業局年次報告書

製材品

輸出は全体的に減少傾向にあった（表 4-2.20）。2016 年～2020 年の期間中、中国が最大の輸出先で、2018 年には 55,930m³の最高輸出量を記録した。台湾は一貫して 2 番目に高い輸出先であり、2016 年に 34,313m³の輸出量で最高を記録した。日本への輸出量は、2019 年が 7,066m³、2020 年が 5,157m³と 3 番目に多く取引されていたが、2016 年の輸出量 14,010m³と比較すると減少している。

表 4 - 2.20 製材品の輸出先上位輸出量 (m³)、輸出額 (FOB 価格、RM '000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額
中国	48,633	79,540	55,806	98,821	55,930	85,239	44,044	65,589	21,634	35,755
台湾	34,313	63,136	29,131	59,552	31,390	63,126	27,881	56,946	21,563	44,160
タイ	25,751	30,087	18,530	26,165	13,132	20,082	5,916	12,370	-	-
フィリピン	18,318	29,555	12,066	20,217	8,63	9,192	-	-	-	-
日本	14,010	43,519	-	-	10,251	29,193	7,066	23,421	5,157	15,801
南アフリカ	-	-	12,914	23,643	-	-	-	-	3,273	6,424
インド	-	-	-	-	-	-	4,644	7,199	-	-
韓国	-	-	-	-	-	-	-	-	3,458	7,427
その他	49,062	113,703	43,814	125,037	34,623	89,876	29,174	82,195	13,095	6,424
合計	190,089	359,540	172,261	353,436	153,964	296,710	118,725	247,720	68,180	149,247

出典：サバ州林業局年次報告書

単板

2016年～2018年は韓国が最大の輸出先であったが、2019年～2020年は台湾であった（表4-2.21）。日本への単板輸出は2016年から2020年にかけて変動し、2018年が最高（7,154m³）であった。

表 4 - 2.21 単板の輸出先上位輸出货量（m³）、輸出額（FOB 価格、RM '000）

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額
韓国	30,956	47,774	19,738	29,651	21,785	32,186	7,451	10,475	5,679	8,073
台湾	21,975	37,557	15,086	27,665	14,631	25,834	10,907	17,404	7,471	12,513
日本	6,491	21,005	3,982	17,444	7,154	20,797	4,279	13,369	1,575	4,604
フィリピン	2,655	3,210	8,521	10,019	9,772	11,917	7,286	9,112	2,633	2,667
中国	2,522	3,703	12,700	13,367	9,592	9,512	3,898	2,018	3,636	1,869
その他	2,383	5,286	1,016	2,732	486	1,350	561	1,331	184	382
合計	66,983	118,536	61,043	100,878	63,420	101,596	34,383	53,710	21,180	30,107

出典：サバ州林業局年次報告書

合板

2016年から2020年にかけて、輸出量が全般的に減少した（表4-2.22）。最大の輸出先はマレー半島部（2016年）、日本（2017年）、米国（2018-2019年）、韓国（2020年）と年によって異なった。日本への合板の輸出量は、2016年から2020年にかけて大きく変動し2020年の輸出量は39,311m³であった。

表 4 - 2.22 合板の輸出先上位輸出量（m³）、輸出額（FOB 価格、RM '000）

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額
マレー半島部	110,905	196,962	92,180	167,340	69,667	147,691	46,677	87,731	30,660	52,584
日本	83,846	160,445	96,061	173,524	76,302	147,238	63,730	134,476	39,311	80,455
韓国	83,824	132,358	95,554	156,523	65,618	122,449	66,167	117,140	55,441	92,708
米国	62,257	137,189	62,925	140,709	93,784	249,338	67,378	145,216	53,750	103,555
メキシコ	56,722	105,004	-	-	-	-	-	-	-	-
タイ	-	-	36,006	57,717	34,992	66,809	32,298	62,598	20,416	34,705
その他	165,902	285,347	142,034	250,761	118,973	242,792	84,858	167,103	77,667	136,630
合計	563,456	1,017,305	524,761	946,574	459,336	976,318	361,107	714,263	277,245	500,638

出典：サバ州林業局年次報告書

4-2-6 付属資料

付属資料1 サバ州木材合法性システム (Sabah TLAS) 認証



事業者の Sabah TLAS の要求事項の遵守を、第三者監査 (Global Forestry Service 社) の評価に基づいてサバ州林業局長が認証した証明書。すべての持続可能森林管理ライセンス協定 (SFMLA) 事業者、木材加工事業者、輸出事業者はこの認証を取得することが義務化されている。なお個別の木材・木材製品に対する合法性証明ではないことに注意

付属資料2 輸入許可証 (Sabah Import Licence: SILC) の控え

Date Of Registration

23-Apr-2021

Serial No



SABAH FORESTRY DEPARTMENT
IMPORT LICENCE

PART A [IMPORT INFORMATION]			
Import License Approval No	[REDACTED]	Validity Of Import License	14-May-2021
Date Of Import	23-Apr-2021	Validity Of Registration Certificate	10-Nov-2020 To 09-Nov-2021
Port Of Unloading	SANDAKAN	Name of Seller	[REDACTED] SODOR
Importer Name	[REDACTED]	Name Of Vessel	[REDACTED] NEPTUNE VENESS
FD Import Registration No	[REDACTED]		
PART B [PRODUCT INFORMATION]			
Product	BLOCKBOARD	Product Code (FTRR)	A5B
Product Code (SJHP)	E01	Product Code (HCS)	4412
No Of Crates/Bundles/Pieces /Batang	19 CRATES	Volume	56.6783 M3
FOB Value (RM)	54427.9500	Country Of Origin	INDONESIA
Inspection Fee	0.0000	Inspection Fee Exempted	Yes
Inspection Fee Receipt	Nil		
Name of Data Entry Officer	[REDACTED] KONTREKSI	Name of Verifier	[REDACTED]

Conditions :

- 1) No unloading is allowed between 7:00 pm - 7:00 am unless allowed or within the approved bonded area.
- 2) Any change of estimated arrival of vessel must be notified to the Sabah Forestry Department at least 3 days in advance.
- 3) All timber Product must be accompanied with a Removal Pass/Transit Pass prior to the final destination/Inspection Area.
- 4) Declaration of Import is NOT ALLOWED if the Registration Certificate as an Importer is less than 3 weeks.

Date Approved : 23-Apr-2021
District : Sandakan

RAYMUND WONG

PEN. PEMELIHARA
HUTAN G29

for Director General of Customs

Section 10 and Section 31 Customs Act 1967 [Act 235]

インドネシアからサバ州に輸入されたブロックボードに対する輸入許可証
輸入許可証はサバ林業局が発行し、税関申告書 (Custom Declaration Form) (K1 フォーム) の裏
への記載によってなされるが、これは記載内容の詳細を示す控えである。

付属資料 3 輸出許可証 (Sabah Export Licence: SELC) の控え

Date Of Registration 01-Dec-2021 Serial No [REDACTED]

 **SABAH FORESTRY DEPARTMENT**
DISTRICT FORESTRY OFFICE
EXPORT LICENSE

PART A [EXPORT INFORMATION]			
Export License Approval No	[REDACTED]	Validity Of License	15-Dec-2021
Date Of Export	08-Dec-2021	LSC No (For logs only)	
Port Of Loading	SANDAKAN	Validity Of SFD's License	01-Jan-2021 To 31-Dec-2021
ExporterName	[REDACTED]	ED-Export Registration No	[REDACTED]
Name Of Vessel	[REDACTED]	Name Of Buyer	[REDACTED]
PART B [PRODUCT INFORMATION]			
Product	PLAIN/ORDINARY PLYWOOD		
Product Code (SJHP)	C01	Product Code (HCS)	4412
No Of Crates/Bundles/Pieces/Batang	48 Crates	Volume	81.4850 M3
FOB Value (RM)	226504.6600	Destination	JAPAN
Export Royalty (RM)	814.8500	Royalty Payment Exempted	No
Export Royalty Payment Receipt	AM323215		
Remarks			
Name of Data Entry Officer	[REDACTED]	Name of Verifier	[REDACTED]

Conditions :

- 1) No loading is allowed between 7:00 pm - 7:00 am unless allowed or within the approved bonded area.
- 2) Short shipped / shut out cargo / change of vessel must be declared within 24 hours.
- 3) All timber Product to be exported must be accompanied with a Removal Pass.
- 4) Declaration of Export NOT ALLOWED if Registration Certificate as an Exporter is less than 3 weeks.

Date Of Approval : 01-Dec-2021
District : Sandakan

RAYMUND WONG
PEN. PEMELIHARA HUTAN G29
for Director General of Customs
Section 10 and Section 31 Customs Act 1967 [Act 235]

輸出許可番号

輸出日

輸出事業者

製品の種類

量

輸出先

サバ州から日本向けの合板に対する輸出許可証

輸出許可証はサバ林業局が発行し、税関申告書 (Custom Declaration Form) (K2 フォーム) の裏への記載によってなされるが、これは記載内容の詳細を示す控えである。

